

16議案を可決・承認 令和元年度補正予算など



市議会6月定例会が6月3日に開会。令和元年度の一般会計補正予算や条例など市長提案の16議案を審議。原案どおり可決・承認し、6月27日に閉会しました。主な内容は次のとおり。

◆**第1号**
児童福祉施設の廃止による敷地の返還に伴い、土地所有者に支払う賃借料相当損害

◆**第2号**
児童福祉施設の廃止による敷地の返還に伴い、土地所有者に支払う賃借料相当損害

一般会計補正予算の主な事業	
事業名	補正額
1号	
わくわく地方生活実現政策パッケージ移住支援事業費補助金	160万円
「地域医療の充実」共同研究事業費	1,000万円
企業誘致実現プロジェクト事業費	679万円
浸水対策事業費	4,800万円
緊急時電力確保設備整備事業費	3,500万円
施設整備事業費	9,400万円
2号	
財産管理経費	549万円

補正予算

◆**第1号**
《一般会計》
東京圏への過度な一極集中の是正と地域の中小企業等の人材不足解消を目的に、東京圏から本市へ移住し就業する人を支援する「わくわく地方生活実現政策パッケージ移住支援事業費補助金」をはじめ、京都府立医科大学と本市とで、府北部地域の周産期医療の充実に向け共同研究を行い、安心して子どもを産み・育てることができるよう医療環境の実現を目指す「地域医療の充実」共同研究事業費や新規立地を行う事業者を支援し、地域経済の活性化、雇用の拡大を目指す「企業誘致実現プロジェクト事業費」

◆**第1号**
《一般会計》
金及び遅延損害金549万円を増額。
この結果、予算総額は歳入、歳出いずれも34億6,728万円となりました。

◆**第1号**
《一般会計》
終了に際して引き続き教育または保育の提供を行う連携施設に係る規定を改正
◆**第2号**
舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
関係省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に必要な研修について、指定都市の長が実施するものを追加

◆**第3号**
舞鶴市市税条例等の一部改正
地方税法の改正に伴い、自家用の軽自動車の環境性能割の臨時的軽減措置について定めるとともに、単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象へ追加するなどの改正
◆**第4号**
舞鶴市火災予防条例の一部改正
住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除規定を追加することにも、消防事務に関する手数料の額を改正
◆**第5号**
舞鶴市手数料条例の一部改正
工業標準化法の改正により日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い規定を整理
◆**第6号**
舞鶴市都市公園条例の一部改正
赤れんが施設を有効活用するため、利用許可で利用できる施設の見直しを行うとともに、受益者負担の適正化に係る取り組みに伴い利用料金を改正
◆**第7号**
舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
都市計画における室半地区の地区計画が決定したことに伴い、同地区計画の地区整備計画区域の建築物の制限について規定
◆**第8号**
舞鶴市家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
関係省令の改正に伴い、保育の提供の

◆**第9号**
舞鶴市市税条例等の一部改正
平成30年度舞鶴市一般会計補正予算(第9号)、舞鶴市市税条例の一部改正
舞鶴市介護保険条例の一部改正
◆**第10号**
工事請負契約の変更
次期最終処分場整備工事について、契約金額の変更
◆**第11号**
市道路線の認定
堂岡地区と倉谷地区の路線の市道認定
◆**第12号**
京都地方税機構規約の変更
京都地方税機構が処理する事務に、固定資産税(償却資産に限る)の申告書等の受け付け等を追加することにも、税制改正に伴う規定の整備を行うにあたり、その規約を変更することについて協議

令和2年4月採用 市職員を募集

市役所の役割は、市民の皆さんの生活や仕事などに関わるさまざまな分野で、条件や環境を整えることです。地域で今、何が起きているのか、市民の皆さんは、何を望んでおられるのかを常に考え把握し、地域の抱えるさまざまな課題の解決に向けて市民の皆さんと共に知恵を絞り、汗をかくことができる人材を求めています。《人事課》

市職員（事務職・消防職）

【日時】9月22日(日)9時15分から

【場所】舞鶴市役所

【受け付け期間】8月30日(金)まで

※土・日、祝日は除く。郵送の場合は、8月30日17時15分までに到着したものに限り。

【申し込み方法】申込書(市役所総合案内、人事課、西支所総務係、加佐分室、消防本部、東・西消防署で配布。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、事務職は人事課、消防職は消防本部消防総務課へ。詳細は、試験案内でご確認ください。



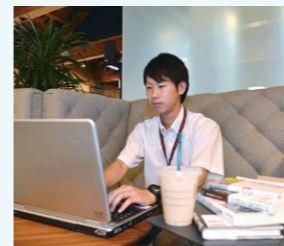
職種	採用予定者数	受験資格	第1次試験	
事務職	中級	3名程度	平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、短期大学(これと同程度のものを含む)卒業または卒業見込みの方	
	初級			平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、高等学校(これと同程度のものを含む)卒業または卒業見込みの方
消防職	上級	若干名	平成3年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、大学(これと同程度のものを含む)卒業または卒業見込みの方	
	中級			平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、短期大学(これと同程度のものを含む)卒業または卒業見込みの方
	初級			平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、高等学校(これと同程度のものを含む)卒業または卒業見込みの方

消防職は、日本国籍を有する方 舞鶴市に居住できる方

▶事務職に関するお問い合わせは、人事課(☎66・1066)へ。

▶消防職に関するお問い合わせは、消防本部(☎66・1090)へ。

先輩職員からのメッセージ



移住・定住促進課 松永蒼 (22歳) (初級)
これからの舞鶴市を担って移住・定住促進課で、市外からの移住者へ、住まい提供などを担当しています。空き家を改修し移住者に提供する事業では、設計・測量を地元の学生が、掃除や片付けなどを地域の皆さんが行ってくださり、多くの人に接するこの仕事に関われる喜びを日々感じています。市役所は机に向かう仕事だけでなく、現場で汗をかき地域の皆さんと作り上げる仕事も多くあります。これからの舞鶴市を担っていく若者として、一緒にがんばりましょう。



東消防署 西村秋穂 (22歳) (初級)
市民の支えとなる存在に人の役に立つ仕事をしたいと思ひ、救急救命士の資格を取得し、消防職員となりました。初めて救命処置を行った際の緊張感は今でも忘れられませんが、現場での失敗は許されず、安全・確実・迅速が鉄則の中で冷静に行動することや臨機応変な対応の大切さについて学びました。市民の方に感謝の言葉をいただき、役に立てた実感を得た時に、この仕事を選んで良かったと思います。消防職員を目指す皆さんへ、一緒に働ける日をお待ちしています。